

令和6年度第1回 北海道水資源保全審議会 議事録

日 時：令和7年（2025年）3月27日（木）10:30～11:40

場 所：道庁本庁舎10階共用会議室

出席者：

（委員）

井上	京	委員	（北海道大学大学院農学研究院 教授）
笠井	美青	委員	（北海道大学大学院農学研究院 教授）
佐古岡	秀徳	委員	（京極町長）
広瀬	重雄	委員	（北海道森林組合連合会 理事）
森尾	薫	委員	（公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 会長）
森野	祐助	委員	（北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所 主査（水利地質））

（道側）

笹森	譲		（総合政策部計画局長）
香川	武範		（総合政策部計画局土地水対策課長）
武安	郁男		（総合政策部計画局土地水対策課課長補佐）

香川 課 長	<p>定刻となりましたので、これから、令和6年度第1回北海道水資源保全審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、年度末の大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の進行を務めさせていただく総合政策部計画局土地水対策課課長の香川です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に沿って審議会を進めてまいります。</p> <p>はじめに、開会にあたりまして、北海道総合政策部計画局長の笹森よりご挨拶申し上げます。</p>
笹 森 局 長	<p>計画局長の笹森でございます。</p> <p>委員の皆様には、年度末の業務ご多忙の中、本日はお集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>また、日頃から、本道の水資源の保全に関する施策の推進にあたりまして、ご理解、ご協力を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>本審議会は、北海道水資源の保全に関する条例に基づきまして、知事の附属機関として平成24年に設置されて以来、水資源保全地域の指定などにつきまして、ご審議をいただいております。</p> <p>これまでに66市町村187地域の指定を行ってきたところであります。</p> <p>本日の審議会では、第7期の北海道水資源保全審議会の委員として、ご就任いただいた後、初めての開催となることから、当審議会の新しい会長と副会長を皆様で選出いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>また、今回新たにご就任された委員の方もいらっしゃることから、改めて、北海道水資源の保全に関する条例の制度概要についても、ご説明させていただきますほか、水資源保全地域の新規提案に向けました最近の動向などにつきまして、事務局の方からご報告をさせていただく予定であります。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
香川 課 長	<p>本日は、第7期の委員様の改選後、第1回目の審議会となりますことから、議事に先立ちまして、委員に就任いただいた皆様を、お手元に配付した第7期の北海道水資源保全審議会委員名簿に沿いまして、私の方からご紹介申し上げたいと思います。</p> <p>北海道大学大学院農学研究院 教授の井上委員でございます。</p> <p>北海道大学大学院農学研究院 教授の笠井委員でございます。</p> <p>京極町長の佐古岡委員でございます。</p> <p>北海道森林組合連合会 理事の広瀬委員でございます。</p> <p>公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 会長の森尾委員でございます。</p> <p>地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所 主査の森野委員でございます。</p> <p>なお、本日は諸用によりまして、出席が叶いませんでしたが、ひいらぎ法律事務所 弁護士の及川委員、北海道武蔵女子大学経営学部 教授の佐藤委員、北海道科学大学工学部都市環境学科 講師の福原委員の3名を加えました、9名でこの審議会が構成されています。</p> <p>本日は、先ほどご紹介いたしましたとおり、委員9名のうち、6名の委員の方に本日ご出席をいただいておりますことから、北海道水資源の保全に関する条例第31条第2項に規定してございます、委員の2分の1以上の出席の条件を満たしておりますことから、本審議会が成立していることを、ご報告申し上げます。</p>

	<p>本日の審議会につきましては、公開での開催とさせていただきます。</p> <p>会議の議事録につきましても、後日、発言者のお名前を入れたかたちで、公表させていただきますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。</p> <p>それでは、会議の進行にあたりまして、発言される際には、お名前をおっしゃっていただいた後に、ご発言いただくようお願いいたします。</p> <p>資料に関しましては、お手元の審議会の次第の下段の方に配付資料一覧を掲示させていただきますが、乱丁等がありましたら、都度、申し出いただければと思います。</p> <p>それでは、次第の3番目になっております、北海道水資源の保全に関する条例に関しまして、今回、第7期の委員というかたちで、初めて委員にご就任いただいた方もいらっしゃるごことから、皆様に今後ご審議いただくこの条例に関しまして、おさらい的な部分もあるかと思っておりますが、簡単に事務局の方からその内容をご説明させていただきます。</p>
武 安 補 佐	(参考資料1、2により説明)
香 川 課 長	<p>ただいま、条例に関する説明をさせていただきました。</p> <p>今後、何かございましたら、随時質問というかたちで受けたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、本日の議題でございます、</p> <p>先程来、ご挨拶の中にもありましたとおり、本日は、今期の最初の審議会となりますことから、議事にありますとおり、第7期の審議会の会長、副会長を選出して参りたいと考えております。</p> <p>条例の規定に基づきまして、委員の皆様の互選により、選出したいと思っておりますが、会長の選任にあたりまして何かご意見はございませんでしょうか。</p> <p>もし、ご意見が無いようでしたら、事務局の方から提案させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>事務局といたしましては、第5期・第6期の2期に渡りまして、当審議会におきまして、副会長という立場から会長を支えられまして、また、審議会の運営にも積極的に携わっていただいております、笠井委員を会長に推薦したいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(委員から「異議なし」の発言あり)</p> <p>ありがとうございます。それでは、異議なしというお声をいただきましたので、当審議会第7期の会長は笠井委員にお願いいたします。</p> <p>笠井委員には、本日の議事進行をお願いしたいと考えておりますので、会長席に移動していただきたいと思っております。</p> <p>なお、これからの議事進行につきましては、恐縮ですが、着座にて進めさせていただきます。</p>
笠 井 会 長	<p>この度、第7期の北海道水資源保全審議会の会長の任を仰せつかった笠井でございます。今後ともよろしくお願いたします。</p> <p>この「水資源の保全」というテーマに関わりが深いそれぞれの専門の方々の皆様に選んでいただきまして、大変光栄に存じます。</p>

	<p>私自身も先ほどもありましたけれど、現在、当審議会の3期目であたりまして、ただ、コロナのせいでオンラインでの開催が多く、本日初めてお会いする方もいらっしゃると思いますが、よろしくお願いします。</p> <p>水資源というのは非常に重要なもので、我々の生活に関わっているものでして、これを保全するための審議会ですので、私としても、次世代に引き継がれていくように努力していきたいと思います。</p> <p>委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。</p>
笠井会長	<p>ここからは、私の方で議事を進行させていただきます。</p> <p>続いて、副会長の選任を行いたいと思います。</p> <p>それでは、副会長の選任について何かご意見などございますでしょうか。</p> <p>特にご意見がないようであれば、事務局から何か提案がございますでしょうか。</p>
香川課長	<p>事務局といたしましては、この条例の趣旨というものが、本道の豊かな水資源の恵みを将来の世代に享受できるようにという観点からの条例ということでございますことから、自然環境というのが、大きな分野、主な中身となっているものですから、自然環境の分野の専門家という立場で当審議会に参画いただいている井上委員をお願いしたいと考えております。</p>
笠井会長	<p>皆さんいかがでしょうか。</p> <p>(委員から「異議なし」の発言あり)</p> <p>それでは、副会長は井上委員をお願いすることになりました。</p>
井上委員	<p>よろしくお願いします。</p>
笠井会長	<p>それでは、早速ですが、次第の5、報告の(1)『北海道水資源の保全に関する条例に基づく「水資源保全地域」の新規提案に向けた動向』について、事務局から説明をお願いします。</p>
武安補佐	<p>(資料1により説明)</p>
笠井会長	<p>ただ今の事務局からの報告につきまして、何か質問やご意見はございますでしょうか。</p> <p>広瀬委員をお願いします。</p>
広瀬委員	<p>今回初めて委員として参加させていただいたということで、前段、様々な条例に関わる説明をいただきましたが、まず今説明なされたとおり、市町村からの提案が令和6年度はなかったということなのですが、北海道の全市町村で、指定されているところと指定されていない市町村があるということで、まず、市町村のサイドに立ったときに、指定されたらどういうメリットがあるのか、ないのか。</p> <p>条例の目的が、いわゆる前段で説明があった外国人の山林や水資源が買われてきたという危機感から、国会でも議論があったり、道議会でも議論があったりということ認識していますが、詳しい条例の内容については承知していませんけれども、まず、北海道全域では駄目なのか、いわゆる指定する意味</p>

	<p>がどうなのかという、メリットとデメリット、そういうところをお伺いしたいなと思います。</p>
武安補佐	<p>広瀬委員からのご質問等にお答えいたしたいと思います。</p> <p>先ほど条例の概要説明の中で、かいつまんで説明させていただいた部分がございます、一番重要な部分について簡単に説明しすぎたことは、本当に申し訳ないと思っております。</p> <p>平成24年に条例制定をさせていただいた中で、地域指定をさせていただくということが、地域指定をした土地の所有者の市町村からの御協力をいただきながら把握するというを進めております。</p> <p>土地をお持ちの方々が、どのような目的でその土地を利用されようとしているのか、又は、新たに取得しようとしているのかということ、土地取引を禁止できない今の現状から考えますと、いち早く届出を事前に出していただくことによって、その利用方法、適正な利用なのかどうかということを含めまして、早期に把握をさせていただきながら、関係する市町村長さん、若しくは、関係する個別法の関連部署と意見調整させていただいて、その状況につきまして、事前に注意を促す、若しくは、利活用の方法を見直していただく、という働きかけを進めていくということを条例の中で定めています。</p> <p>この事前届出制度というものがあることによりまして、規制はできないのですけれども、働きかけ、アプローチというものを進めていくことができるということになっておりまして、そういう面で地域指定というものは重要かと私どもとしては考えております。</p>
広瀬委員	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ということは指定されていない市町村、地域以外は、自由に外国人のみなさんも目的がどうあれ買えるという、言い換えればそういうことなのですからけれども。</p>
武安補佐	<p>私ども条例で定めた地域指定をさせていただいているという立場から言いますと、確かに地域指定をされていない地域、市町村さんの方には、なるべく地域指定を、水源を保全するという観点での条例になっているところもありますので、そういう集水区域といわれている河川ですとか井戸水、地下水を活用する場合によって、エリアの設定の仕方が違うのですけれども、できるだけ水源に影響を与えないような利活用を促していきたいというふうに捉えておりますので、そういう面で、地域指定に向けた提案を働きかけていきたいと、考えているところです。</p> <p>実際指定をしていないところ、市町村さんのほうにもご意見を伺ったりしている部分もありまして、ただ、私どもの条例の中でも規定はしているのですけれども、国有林に関しては、国有地については、指定対象外ということで除外しているという状況です。</p> <p>それは、国の方がきちんと管理をしていただけているということで、始めから指定をしないということになっております。</p> <p>そういう部分でいきますと、国有林地内に水源をお持ちの市町村さんも結構多いというふうに聞いておりますし、確認をしているところもありまして、指定すべきところがないというところも市町村さんの中にはある、というふう</p>

	に認識しております。
笠井会長	井上委員、お願いします。
井上委員	<p>私も新任でよく分からなかったところがあるので、教えてください。</p> <p>参考資料4の基本指針1ページの下のほうに具体的な取組が掲げられています。今日のご説明では、保全地域の指定状況について参考資料3でも詳細に示されていますが、この条例の考えとしては、地域を指定する、指定した上で更に土地所有者に助言をするというのが大きな狙いとなっていて、そこで適正な土地利用に向けようということだと思います。</p> <p>この条例ができて13年というお話しでしたが、その間に187の地域を指定されて、実際にどの位の助言がなされたのか、そういった数値がおわかりならば、今日でなくても構わないのですけれども、教えていただければと思います。</p>
笠井会長	何かございますでしょうか。
武安補佐	<p>土地の所有者に対しての助言ということに関して申し上げますと、まず地域指定をさせていただくに当たって、指定の前段の案を公に告示をさせていただくと、縦覧を1、2週間程度行っている状況なのですけれども、その際に、土地の所有者全員に私どもから通知を出させていただきます。水資源保全地域の指定をさせていただきますと。</p> <p>そこで、細かい規定などにつきましては、先ほど井上委員の方からもお話しがありました参考資料4にございます基本指針、これが地域別指針案の元となるベースとなるのですけれども、この地域にはこういう個別法と言っている例えば森林法ですとか農地法ですとか都市計画法の中で、何らかの開発行為をされる場合ですとか、目的を変えて使う場合については、若しくは、土地の売り買いをする場合については、事前に届出が必要です、許可が必要です、ということをご覧の中の一覧表の中で整理をさせて頂いているのですけれども、これらの内容について、事前に土地所有者の皆さん全員に封書でお送りさせていただいております。</p> <p>届出をされている土地取引によって所有者が変わるといって届出をいただいたときにも、新しい所有者若しくは今の現時点の土地所有者の方に、新しい所有者の方にこの情報を伝えてくださいというお願いをする、それを助言という言葉を使っているのですけれども、そういう通知等を必ず出させていただいているという現状であります。</p> <p>その他にも数年おきになんのですけれども、土地所有者の方々に対して制度の概要、事前届出制度があるということにつきましても、周知をさせていただいているような状況であります。</p>
井上委員	<p>ここで言う助言というのは、何かの行為を行うときに対しての助言というよりは、地域指定をしたときに、土地所有者、それから土地所有権が移転をするときにはその届出をした人に対して、そういう規制がかかっている土地ですよ、ということをお伝えするという意味での助言、ということなのですね。はい、わかりました。</p> <p>それでは、地域指定されるとその地域の所有者全員にそういうことをされている、ということなのですね。はい、わかりました。</p>

香川 課長	<p>補足させていただきますと、今、井上委員の方からもございました部分も合わせまして、土地を購入された方は、何かの目的があつてこの土地を購入される訳ですから、それが開発行為なのか、単に森林を保有したいから買ったのか、ということもありますことから、仮に開発行為ということになりますと、当然、個別法に関する届出や許可というものがが必要です、ということをお知らせするという流れになっております。</p> <p>基本となりますのは、土地を適切に使いましょう、というところに置き換えていただく形になりまして、その上で水資源を守りましょう、といったかたちになっているものでございます。</p>
笠井 会長	<p>この件につきまして、他に何かございますでしょうか。</p> <p>また、今の件以外にも何かありますでしょうか。</p> <p>何もないようであれば、次に行きたいと思えます。</p> <p>令和6年度の提案が0件であったこともありますが、新たな地域指定に向けて、積極的な働きかけを期待したいのですが、その部分は、制度自体が周知されていない部分があるかなと思えますので、その辺のPRを引き続きよろしくお願いします。</p> <p>それでは、次に報告の(2)「重要土地等調査法の概要」について事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
武安 補佐	(資料2)により説明
笠井 会長	<p>事務局からの報告(2)につきまして、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言お願いいたします。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>よろしければ、次に報告の(3)国が策定した「災害時地下水利用ガイドライン」について、事務局から説明をお願いします。</p>
武安 補佐	(資料3)により説明
笠井 会長	<p>ただいまの事務局からの報告につきまして、何か、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>北海道も防災の面で、こういうことは非常に重要なことかと思えますので、是非、いろいろと進めていただければと、私の方でも思います。</p>
笠井 会長	<p>それでは、報告(4)その他について、事務局から何か追加の報告事項はございますでしょうか。</p>
武安 補佐	<p>事務局の方から、その他報告事項としまして、昨年実施しました、審議会現地調査に係る報告を簡単に行います。</p> <p>今後の審議会における調査審議の参考となることを目的に、昨年11月7日(木)に実施をさせていただいた、水資源保全地域の現地調査の結果について、報告させていただきます。</p> <p>調査につきましては、千歳市の協力を得て、平成24年度に地域指定しました内別川流域蘭越地区水資源保全地域で実施したところであります。</p> <p>調査にあたっては、当審議会から、笠井会長、及川委員、佐古岡委員、森尾委員の4名にご参加いただいたところであります。</p> <p>場所については、千歳市内から支笏湖へ向かう道道16号支笏湖公園線沿いの</p>

	<p>千歳川支流の内別川がありまして、その河川からの表流水を取水し、近隣にある蘭越浄水場で浄化し、水道水として供給しているということになっています。</p> <p>この蘭越浄水場の敷地内には、名水ふれあい公園も整備されているほか、水道情報館も隣接している状況でした。</p> <p>調査の内容としましては、雪が降る状況でしたが、内別川の取水施設を実際に確認させていただきました。</p> <p>また、蘭越浄水場におきまして、ろ過や消毒等の状況を視察させてもらい、千歳市水道局職員の方から、千歳市の上水道の概要、内別川流域水資源保全地域の概要等につきまして説明を受け、意見交換をしたところであります。</p> <p>指定地域の一部に隣接するゴルフ場の一部が含まれていることへの影響等について確認をさせていただいたところ、千歳市とゴルフ場運営会社と間で協定を締結しており、両方で定期的な水質調査を行う等、安全安心な上水道の提供に努めているとのご説明をいただきました。</p> <p>今後においても、必要に応じまして、審議会としての現地調査等を実施して参りたいと考えているところであります。</p> <p>実施の際には、改めてご案内いたしますので、参加をよろしく申し上げます。</p>
<p>笠井会長</p>	<p>只今の報告につきまして、何かご意見・ご質問はありますでしょうか。</p> <p>私も参加させていただきまして、取水の現場は拝見したことがなかったので、勉強になりました。現地に行って直に見るということは、違うなというふうに率直に思いました。</p> <p>それでは、何もなければ、次に行きます。</p>
<p>笠井会長</p>	<p>全体を通してになりますが、最後に委員の皆様から何かご意見等がございますでしょうか。</p> <p>広瀬委員どうぞ。</p>
<p>広瀬委員</p>	<p>広瀬です。全体を通してということですので、今一度、お伺いしたいのですが、先ほど前段で説明のあった道の水資源保全に係る条例のことですが、制定から13年が経過したということで、附則を見ると、知事は5年を経過するごとに社会情勢の変化に応じて検討するということですが、過去において、条例の改正でありますとか、知事がこのことについて検討したという事例等があれば教えていただきたいと思えます。</p> <p>何故かと言いますと、当時から非常に、外国資本によって北海道の山林、あるいは水資源の近く、また防衛施設の近くで買われてきたということについての危機感を含めて、国や道がこの条例制定に動いてきたと思うのですが、最近の動向、先ほど国の重要施設についての説明がありましたが、国土保全、我々森林組合系統もやはり森林の涵養の中に国土保全がある中で、これが外国人に買われてしまうということは、当然水資源もそうですし、国としての防衛に影響があるということを含めて、国、そして北海道さんも条例を制定したということなのですが、時代に合わせてやはり危機感が当時よりも増しているのではないかなというふうに思いますが、ただ、この条例がこのままで良いのかということについて、道議会の内部の議論も含めてお伺いできればと思えます。</p>



<p>笹森局長</p>	<p>これまでも、5年おきの条例の施行状況の点検を行っておりまして、前回の令和4年度がその節目の年であったということですが、取組状況についての点検等を行っておりまして、点検の都度、条例そのものを改定してというかたちはこれまで取っていないのですが、取組状況についてその時点時点での現状や課題ですとか、今後の対応の方向といったものについて整理をして、条例の運用として今後こういうことをやっていこうという形での報告をしております。</p> <p>これも別途、皆様の方に過去の状況ですとかをお知らせしたいというふうに思います。</p> <p>今回は、令和9年度がそういう年に当たりますので、それに向けて、広瀬委員からのご質問にもございましたとおり、現状の条例に対しての取組状況もそうですし、条例を巡る情勢を含めて今の条例のままで良いのか、何か改正する部分は必要なのかといったことにつきましても、今後、この審議会の中でも色々なご意見を賜りながら、あるいは他の都府県の状況ですとか全国的な状況なども我々としても調査しながら、条例がどうあるべきかということを検討してまいります。</p> <p>そのためには委員の皆様にもご協力いただきたいというふうに考えてございます。</p>
<p>森野委員</p>	<p>道総研の森野です。地下水を専門にやっております。</p> <p>水資源地域の新規提案についての動向について、1点質問があるのですが、道としては、市町村の水源の位置情報というのは把握されているのでしょうか。</p> <p>というのも、水源の位置情報と国有林と既に指定されている部分という情報があるのであれば、水源の上流域のエリアと重ね合わせたときに、水源があるのだけれども、指定をかけていない市町村というものが図示できるのではないかと思います。</p> <p>もちろん、指定をかけるかどうかは、市町村の判断だとは思いますが、例えばこちらから、水源はここにあって指定されてはいませんがどうか、という働きかけですとか、こちらから提案するときに、市町村がどこに水源を持っているかを知っておくことは非常に重要になると思うのですが、このあたりについて、道は把握しているのでしょうか。</p>
<p>武安補佐</p>	<p>私どもの方でも毎年という訳にはいかないのですが、先ほど広瀬委員からご意見ありました、条例の5年に1度の見直し等に関しまして、市町村さんとか関係団体さんを含めまして、アンケート調査をさせていただいております。</p> <p>アンケート調査の中の質問項目の一つとして、取水施設調査というものを179市町村に協力をいただいております。</p>

	<p>各市町村が管理している取水施設、これは河川からの取水もあれば、地下水からの取水もいろいろあるのですけれども、その取水施設に関する把握は、毎年ではないのですけれども、私どもとしてはさせていただいている状況にあります。</p> <p>その中で、地域の周辺、私どもとしましては、指定地域として想定される「集水区域」という言い方をしているのですけれども、そのエリアの設定をされている部分が、実際どういう土地の使われ方をしているのか、若しくは、どなたが所有しているのかという部分についての概略の項目は、市町村から報告いただいているところでございます。</p> <p>先ほどのご説明の中にもありましたが、取水している水源というのは森林のエリアにあるところが圧倒的に多いものですから、そこが民有林なのか、公有林なのか、国有林なのかという状況によって、水源に与える影響が多少温度差が出てくるのかなというふうに市町村さんも捉えられているのかなとは思っています。</p> <p>ですから、まだ安心と思われているところは、まだ指定をしなくてもいいのかなというご判断もあるのかもしれないのですけれども、一応、取水施設に関しての把握、ただ場所の特定までは至っておりませんけれども、把握はさせていただいているところであります。</p>
森野委員	<p>それでは、位置情報としては持っていない、例えば座標としては持っていないという理解でよろしいですか。</p>
武安補佐	<p>座標までは各市町村さんにご提供いただく情報として捉えておりまして、全ての把握はしておりません。</p>
森野委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
井上委員	<p>関連してよろしいでしょうか。森野委員の質問に関連してなのですが、必ずしも水資源は、上水、飲用水だけではなくて、農業用水、工業用水もユーザーとして大きなウエイトを占めていますよね。そういう情報も収集されているという理解でよろしいでしょうか。</p>
武安補佐	<p>私どもの調査対象としている部分が、市町村が管理している取水施設という捉え方をしておりまして、ここの基本指針にもあるのですけれども、保全すべき水源地は何かといいますと、井上委員のご質問にございましたとおり、単なる上水道だけではなく、農業用水ですとか工業用水ですとか、色々な目的で設置されている水源を対象としております。</p> <p>市町村さんからアンケートで回答いただいている中には、当然、農業用水がありますことは、実際に把握はさせていただいておりますので、位置情報は先ほどお答えしたとおり把握はしていませんのですけれども、箇所数だけはだいたい押さえているかな、と思っております。</p>
笹森局長	<p>補足しますと参考資料2の方に条例本文がございますけれども、参考資料2</p>

	<p>の1ページ目の第2条に定義とありますが、ここで水資源の保全とは、生活、農業、工業等の目的にということで、飲み水だけではなくて、もっと広く全般として捉えている条例でありますことをご理解いただければと思います。</p>
森野委員	<p>ということは、市町村が管理していない水源地の上流も市町村が指定することは可能なのでしょうか。</p> <p>例えば、100人以下の小規模水道の場合であれば、公営の簡易水道は市町村の管理ですけれども、水道組合みたいなものであれば、市町村管理ではない地域の水道、水源のようなものがあると思うのですが、そこを地域の市町村が指定することは、制度上可能なのでしょうか。</p>
武安補佐	<p>あくまでも条例上の提案をいただくのは、市町村長さんからのご提案をいただくということで、条例でも定めております。</p> <p>取水施設が所在している市町村長が提案できるということになっておりますので、今申し上げたとおり、広域企業団等が水道供給をしている所、空知管内ですとか石狩管内ですとか十勝管内での状況につきましては、把握させてもらっているのですけれども、水源をお持ちのエリアの市町村長さんからのご提案であれば、必ずしも市町村が管理している水源ではなくても指定をすることは可能かと思っております。</p> <p>ただ、関係する市町村間、広域の市町村さんで運営されているところが多いので、そちらの方々のご意見は当然、併せて伺っていく流れにはなるかと思えます。</p>
森野委員	<p>ありがとうございます。</p>
笠井会長	<p>そのほか何か意見はございますでしょうか。</p> <p>無ければ、一度、事務局に進行をお返ししたいと思います。</p>
香川課長	<p>皆さんの方からいろいろご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>我々も9年度に向けました、条例の点検ということもありますので、本日いただきましたご意見を踏まえながら、今後、関係市町村にどのように意見を聞いていこうかということも含めまして、検討の上、審議会にもお諮りしながら、ご意見を整理した中で進めていきたいと考えております。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>最後になりますが、閉会ということで笹森局長から一言挨拶させていただきます。</p>
笹森局長	<p>本日は、笠井会長、井上副会長をはじめ、お集まりの委員の皆様、長時間にわたり誠にありがとうございます。</p> <p>事務局から現状の説明と取組み状況の報告、関連情報として重要土地法の関係とか井戸水の活用との関係とか、最近の水をめぐる動きにつきましても、ご報告したところでございます。</p> <p>水資源保全条例そのものにつきましては、道としましても引き続き、新たな</p>

	<p>地域の指定もそうですし、事前届け出の周知の徹底ですとか、制度の周知、道民の皆様への制度の周知といったものも含めて、今後、適正な土地の利用の確保に向けて必要な取り組みを更に進めていきたいと考えております。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、今後とも、ご助言、ご協力をいただきますようご指導、ご助言についてお願いを申し上げます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>
香川課長	<p>以上を持ちまして本日の審議会を終了いたします。</p> <p>笠井会長をはじめまして、委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただきまして感謝申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>これにて、終了させていただきます。</p>